

あなたの力を消費者被害防止に役立てませんか？

和歌山県消費生活サポーター大募集！

和歌山県では、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のために地域で見守り活動をしていただくボランティアの方を「和歌山県消費生活サポーター」として登録し、現在約250名の方に活動いただいております。

今年度も下記のとおり「令和8年度和歌山県消費生活サポーター養成講座」を開催し、新たに消費生活サポーターとして登録いただける方を募集します。

STEP1

消費生活サポーター
養成講座を受講

STEP2

消費生活サポーターに
登録

消費生活サポーター
として活動！

消費生活サポーターの主な活動

- ◆ 地域内で消費者被害防止のための啓発活動を行う。
- ◆ 消費者トラブルに遭った可能性がある地域住民に対し、消費生活相談窓口を紹介する。

開催日時 場所

① 和歌山会場

日時：令和8年9月15日（火）
13時30分～15時30分

場所：和歌山県消費生活センター 研修室

（和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 8階）

② 田辺会場

日時：令和8年9月16日（水）
13時30分～15時30分

場所：西牟婁総合庁舎1階 1-B会議室（田辺市朝日ヶ丘23-1）

③ 日高会場

日時：令和8年9月29日（火）
13時30分～15時30分

場所：日高総合庁舎別館2階 大会議室A・B（御坊市湯川町財部651）

各会場
30名

対象者

和歌山県内に在住、もしくは通勤通学している、地域での見守り活動や消費者被害の未然防止に意欲がある18歳以上の方

内容

「契約の基礎知識」

「事例から学ぶ！よくある消費者トラブル」

「和歌山県消費生活サポーターの活動概要説明・登録受付」

申込方法

「申込書」を郵送・FAX・メールのいずれかで下記の申込先へ送付（送信）してください。

「申込書」は、和歌山県消費生活センターホームページ（<https://www.wcac.jp/>）からダウンロードできます。

申込期限

令和8年9月4日（金）

申込先

和歌山県消費生活センター

【住 所】〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2

県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階

【電 話】073-433-0241

【FAX】073-433-3904

【e-mail】e0313011@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県消費生活サポーター養成講座申込書

申込日：令和8年 月 日

ふりがな		
氏 名		
住 所	〒	
電話番号		
職業又は 所属団体		
受講希望会場 ①～③のいずれかに ○をつけてください。		①【和歌山会場】令和8年9月15日（火） 和歌山県消費生活センター 研修室 （和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛8階）
		②【田辺会場】令和8年9月16日（水） 西牟婁総合庁舎1階 1-B会議室 （田辺市朝日ヶ丘23-1）
		③【日高会場】令和8年9月29日（火） 日高総合庁舎別館2階 大会議室A・B （御坊市湯川町財部651）